



山形県公報

平成30年11月20日（火）
第2997号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…1091
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（同）…1092
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1094
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…1095
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…1097
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………（同）…同
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（水産振興課）…1098
- 県営土地改良事業計画の変更……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（林業振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…1099
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…1100
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同
- 同……………（同）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………1101

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…1102
- 同……………（同）…1106
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（同）…1107
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同

## 告 示

### 山形県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------|---------------------|------------|
| い で は 診 療 所 分 院       | 鶴岡市三瀬戊87番地          | 平成30. 8. 1 |
| ハ ト ヤ 薬 局             | 米沢市駅前三丁目4番7号        | 同 9. 1     |
| ひろせこころのクリニック          | 東根市中央東二丁目6番71号      | 同 9.19     |
| 篠 田 訪 問 薬 局           | 鶴岡市大西町8番13号         | 同 10. 1    |
| ク オ ー ル 薬 局 切 添 町 店   | 鶴岡市切添町19番28号        | 同          |
| ハ ー ト ク リ ニ ッ ク ひ ろ の | 新庄市下金沢町5番33号        | 同          |
| か ね ざ わ 薬 局           | 新庄市下金沢町5番37号        | 同          |
| ク オ ー ル 薬 局 上 山 店     | 上山市八日町4番26号         | 同          |
| エ ー ス 薬 局             | 東根市神町北一丁目3番40号-1    | 同          |

## 山形県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
共創未来 ほんまる薬局  
東根市本丸南一丁目6番21号
- (2) 変更の内容

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日   |
|-------------------|-------------|-------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |             |
| ほんまる調剤薬局          | 共創未来 ほんまる薬局 | 平成30. 8. 25 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
共創未来 アカデミア薬局  
山形市飯田西一丁目2番26号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日       |
|-----------|--------------|-------------|
| 変更前       | 変更後          |             |
| アカデミア調剤薬局 | 共創未来 アカデミア薬局 | 平成30. 8. 26 |

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共創未来 あきほ薬局  
酒田市大宮町一丁目4番地の14

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |            | 変更年月日       |
|-----------|------------|-------------|
| 変更前       | 変更後        |             |
| あきほ薬局     | 共創未来 あきほ薬局 | 平成30. 9. 13 |

## 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共創未来 ライラック薬局  
酒田市相生町一丁目6番26号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日       |
|-----------|--------------|-------------|
| 変更前       | 変更後          |             |
| ライラック調剤薬局 | 共創未来 ライラック薬局 | 平成30. 9. 14 |

## 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共創未来 さんのう町薬局  
鶴岡市山王町4番2

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称       |              | 変更年月日       |
|-----------------|--------------|-------------|
| 変更前             | 変更後          |             |
| ファーマみらい さんのう町薬局 | 共創未来 さんのう町薬局 | 平成30. 9. 15 |

## 6 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共創未来 寒河江薬局  
寒河江市大字日田字五反202番地2

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称  |            | 変更年月日       |
|------------|------------|-------------|
| 変 更 前      | 変 更 後      |             |
| 寒河江東調剤快晴薬局 | 共創未来 寒河江薬局 | 平成30. 9. 21 |

## 7 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共創未来 東根薬局  
東根市温泉町三丁目3番12号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |           | 変更年月日       |
|-----------|-----------|-------------|
| 変 更 前     | 変 更 後     |             |
| 快晴薬局東根店   | 共創未来 東根薬局 | 平成30. 9. 27 |

## 8 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

共創未来 いずみ町薬局  
鶴岡市泉町8番70号

## (2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称  |             | 変更年月日       |
|------------|-------------|-------------|
| 変 更 前      | 変 更 後       |             |
| アーチ調剤薬局泉町店 | 共創未来 いずみ町薬局 | 平成30. 9. 30 |

## 山形県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地          | 廃止年月日       |
|----------------|---------------------|-------------|
| さくら調剤薬局鈴川店     | 山形市五十鈴一丁目1番27号      | 平成27. 9. 30 |
| 森整形外科医院        | 山形市桜町2番46号          | 平成30. 1. 31 |
| 有限会社村山薬局       | 米沢市金池五丁目9番23号       | 同 4. 27     |
| あすなる訪問看護ステーション | 山形市あかねヶ丘三丁目1番1 103号 | 同 6. 30     |

|            |              |   |      |
|------------|--------------|---|------|
| クオール薬局切添町店 | 鶴岡市切添町19番28号 | 同 | 9.30 |
| クオール薬局上山店  | 上山市八日町4番26号  | 同 |      |

**山形県告示第822号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日      |
|-----------|--------------------------|--------------|------------|
| 有限会社浜田薬局  | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 上山市矢来一丁目5番3号 | 平成30. 7. 1 |

**山形県告示第823号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ジャパンケア山形あかねヶ丘  
山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2F
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |               | 変更年月日       |
|------------------|---------------|-------------|
| 変更前              | 変更後           |             |
| ハッピー山形・福祉用具貸与事業所 | ジャパンケア山形あかねヶ丘 | 平成23. 10. 1 |

**山形県告示第824号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
地域包括支援センター敬寿会  
山形市五十鈴三丁目6番17号

## (2) 変更の内容

| 指定介護機関の所在地   |                | 変更年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| 変更前          | 変更後            |            |
| 山形市妙見寺500番地1 | 山形市五十鈴三丁目6番17号 | 平成30. 4. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

グループホームなずな  
鶴岡市神明町15番15号

## (2) 変更の内容

| 指定介護機関の所在地  |              | 変更年月日      |
|-------------|--------------|------------|
| 変更前         | 変更後          |            |
| 鶴岡市友江町2番21号 | 鶴岡市神明町15番15号 | 平成30. 4. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

有限会社ヴィーヴル  
米沢市門東町二丁目7番21号 チャーメリー上杉公園1階

## (2) 変更の内容

| 指定介護機関の所在地   |                             | 変更年月日       |
|--------------|-----------------------------|-------------|
| 変更前          | 変更後                         |             |
| 米沢市東二丁目2番27号 | 米沢市門東町二丁目7番21号 チャーメリー上杉公園1階 | 平成30. 9. 14 |

## 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

共創未来 さんのう町薬局  
鶴岡市山王町4番2

## (2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称       |              | 変更年月日       |
|-----------------|--------------|-------------|
| 変更前             | 変更後          |             |
| ファーマみらい さんのう町薬局 | 共創未来 さんのう町薬局 | 平成30. 9. 15 |

## 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ぬくもり訪問看護ステーション  
米沢市松が岬二丁目6番16号

## (2) 変更の内容

| 指定介護機関の所在地  |                | 変更年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| 変 更 前       | 変 更 後          |            |
| 米沢市立町4339番地 | 米沢市松が岬二丁目6番16号 | 平成30. 9. 1 |

## 山形県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地               | 廃止年月日       |
|---------------|--------------------------------------------------|--------------------------|-------------|
| 森整形外科医院       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                         | 山形市桜町2番46号               | 平成30. 1. 31 |
| 訪問看護ステーションきずな | 訪 問 看 護<br>介護予防訪問看護                              | 米沢市本町三丁目1番55号            | 同 3. 31     |
| ジャパンケア山形あかねヶ丘 | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売<br>福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与 | 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2F | 同 6. 30     |
| ほほえみサービス米沢    | 居 宅 介 護 支 援                                      | 米沢市門東町二丁目7番21号           | 同 7. 31     |
| ほほえみサービス米沢    | 訪 問 介 護                                          | 米沢市門東町二丁目7番21号           | 同 8. 31     |

## 山形県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地       | 休止年月日      |
|-----------|--------------------------------|------------------|------------|
| デイホームなな草  | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 鶴岡市外内島字石名田82番地23 | 平成30. 4. 6 |

**山形県告示第827号**

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市三瀬及び小波渡の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市堅苔沢の区域の者が営むもの

**山形県告示第828号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営袖崎地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営袖崎地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成30年11月28日から同年12月27日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第829号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称
  - (1) 最上村山森林計画区
  - (2) 置賜森林計画区
  - (3) 庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部林業振興課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課
- (2) 期間 平成30年11月20日から同年12月10日まで

3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年11月20日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長    |
|----------------------------------|------|-------------------|--------|
| 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山23番19から<br>同 23番18まで | 旧    | 8.4メートル<br>} 6.5  | 38メートル |
| 同 上                              | 新    | 12.9メートル<br>} 7.9 | 40メートル |

山形県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年11月20日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山23番19から  
同 23番18まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月20日

山形県告示第832号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                 | 変 更 後 | 変更年月日       |
|-----------------------|-------|-------------|
| 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作16番141号 | 同 左   | 平成30. 11. 1 |

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 群馬県沼田市白沢町上古語父字天神甲938 | 群馬県利根郡みなかみ町月夜野3273番地2 |
| 東京都新宿区百人町二丁目16番15号   | 同 左                   |
| 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地  | 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号  |

山形県告示第833号

次の開発行為は、完了した。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年7月12日 指令村総建第168号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大塚字大塚61番6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町近江7番地30 中村 肇

山形県告示第834号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「鶴岡市本町二丁目1番13号」 を 「鶴岡市若葉町24番7号」 に改める。

附 則

この規程は、平成30年11月26日から施行する。

山形県告示第835号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|                         |                      |   |   |
|-------------------------|----------------------|---|---|
| 酒田営業部<br>イオン酒田<br>南店出張所 | あきほ町120番<br>1号       | 〃 | 〃 |
| おおくら支<br>店              | 最上郡大蔵村大字合海<br>字合海3番1 | 〃 | 〃 |

を

「酒田営業部  
イオン酒田  
南店出張所」

|                         |                |   |   |
|-------------------------|----------------|---|---|
| 酒田営業部<br>イオン酒田<br>南店出張所 | あきほ町120番<br>1号 | 〃 | 〃 |
|-------------------------|----------------|---|---|

に、

|   |        |                     |   |   |
|---|--------|---------------------|---|---|
| 〃 | 河北支店   | 西村山郡河北町谷地中央二丁目1番11号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | くしびき支店 | 鶴岡市上山添字神明前354番地     | 〃 | 〃 |

を

|   |      |                     |   |   |
|---|------|---------------------|---|---|
| 〃 | 河北支店 | 西村山郡河北町谷地中央二丁目1番11号 | 〃 | 〃 |
|---|------|---------------------|---|---|

に、

|   |      |   |   |   |
|---|------|---|---|---|
| 〃 | 宝田支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|------|---|---|---|

を

|   |        |           |   |   |
|---|--------|-----------|---|---|
| 〃 | 宝田支店   | 〃         | 〃 | 〃 |
| 〃 | くしびき支店 | 〃 文園町1番6号 | 〃 | 〃 |

に、

|   |            |           |   |   |
|---|------------|-----------|---|---|
| 〃 | 新庄支店新庄南出張所 | 新庄市栄町6番1号 | 〃 | 〃 |
|---|------------|-----------|---|---|

を

|   |            |           |   |   |
|---|------------|-----------|---|---|
| 〃 | 新庄支店新庄南出張所 | 新庄市栄町6番1号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | おおくら支店     | 〃         | 〃 | 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成30年11月26日から施行する。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第17号**

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成30年11月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬

涉

- 1 招集の日時 平成30年11月27日（火） 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

**3 議 題**

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

- (2) 山形県図書館協議会委員の解任及び任命について  
 (3) 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給制限について  
 (4) 教職員の人事について

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに関係市役所において平成31年3月20日まで縦覧に供する。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 届出の内容

- (1) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 くらしのセンターコープしろにし  
 山形市城西町五丁目26番28号

ロ 変更した事項

- (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |

- (ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

| 氏名又は名称    | 住 所             | 代表者の氏名    |
|-----------|-----------------|-----------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号   | 松 本 政 裕   |
| 齋 藤 香 代 子 | 山形市泉町5番26号      |           |
| 株式会社萬屋薬局  | 山形市六日町2番3号      | 中 村 松 太 郎 |
| 株式会社峰月堂   | 山形市小白川町三丁目7番39号 | 鈴 木 昇     |
| 安 達 正 次   | 山形市松見町13番2号     |           |

(変更後)

| 氏名又は名称      | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 生活協同組合共立社   | 鶴岡市宝田一丁目3番23号   | 安 達 忠 士 |
| 株 式 会 社 花 泉 | 寒河江市高田三丁目188    | 大 泉 拓 也 |
| 株式会社萬屋薬局    | 山形市六日町2番3号      | 中 村 妙 子 |
| 株式会社峰月堂     | 山形市小白川町三丁目7番39号 | 鈴 木 昇   |
| 安 達 正 次     | 山形市松見町13番2号     |         |
| 山形県漁業協同組合   | 酒田市船場町二丁目2番1号   | 本 間 昭 志 |

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成30年6月11日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

- a 生活協同組合共立社に係るもの 平成30年6月11日
- b 株式会社花泉に係るもの 平成30年1月21日
- c 株式会社萬屋薬局に係るもの 平成24年1月25日
- d 山形県漁業協同組合に係るもの 平成28年3月12日

(2) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

くらしのセンターコープ千石  
鶴岡市長者町8番25号

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |
| 有限会社木村屋   | 鶴岡市山王町9番25号   | 吉 野 隆 一 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |
| 有限会社木村屋   | 鶴岡市山王町9番25号   | 吉 野 隆 一 |

ハ 変更年月日

平成30年6月11日

(3) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

こびあコープ酒田

酒田市泉町1番15号

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称      | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-------------|---------------------|---------|
| 生活協同組合共立社   | 鶴岡市宝田一丁目3番23号       | 松 本 政 裕 |
| 有限会社カフェフード  | 酒田市下安町10番地5         | 本 間 昇 介 |
| 保 木 貴 博     | 青森県青森市青柳二丁目12番3号    |         |
| 株式会社平田牧場    | 酒田市みずほ二丁目17番地の8     | 新 田 嘉 七 |
| 有限会社木村屋     | 鶴岡市山王町9番25号         | 吉 野 隆 一 |
| 藤 久 株 式 会 社 | 愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地 | 後 藤 薫 徳 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |

|            |                     |         |
|------------|---------------------|---------|
| 有限会社カフェフード | 酒田市下安町10番地5         | 本 間 昇 介 |
| 株式会社平田牧場   | 酒田市みずほ二丁目17番地の8     | 新 田 嘉 七 |
| 有限会社木村屋    | 鶴岡市山王町9番25号         | 吉 野 隆 一 |
| 藤久株式会社     | 愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地 | 後 藤 薫 徳 |

## ハ 変更年月日

平成30年6月11日

## (4) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープなかのくち

酒田市東栄町10番5号

## ロ 変更した事項

## (イ) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称      | 所 在 地        |
|----------|--------------|
| コープなかのくち | 酒田市東栄町10番37号 |

(変更後)

| 名 称      | 所 在 地       |
|----------|-------------|
| コープなかのくち | 酒田市東栄町10番5号 |

## (ロ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |

## (ハ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 松 本 政 裕 |
| 有限会社木村屋   | 鶴岡市山王町9番25号   | 吉 野 隆 一 |

|                |                |         |
|----------------|----------------|---------|
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 酒田市新橋一丁目4番地の10 | 仲 條 啓 三 |
| 有限会社カフェフード     | 酒田市下安町10番地5    | 本 間 昇 介 |

(変更後)

| 名 称            | 住 所           | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------|---------|
| 生活協同組合共立社      | 鶴岡市宝田一丁目3番23号 | 安 達 忠 士 |
| 有限会社木村屋        | 鶴岡市山王町9番25号   | 吉 野 隆 一 |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 酒田市浜田一丁目7番20号 | 仲 條 啓 介 |
| 有限会社カフェフード     | 酒田市下安町10番地5   | 本 間 昇 介 |

## ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成18年6月8日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項 平成30年6月11日

(ハ) ロの(ハ)に掲げる事項

a 生活協同組合共立社に係るもの 平成30年6月11日

b ロイヤルネットワーク株式会社に係るもの

(a) 代表者の氏名に係るもの 平成25年4月13日

(b) 住所に係るもの 平成20年7月8日

## 2 届出年月日

平成30年8月24日

## 3 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年3月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成31年3月20日まで縦覧に供する。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) オリックス貸店舗

山形市南三番町6番5

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号

代表執行役 井上 亮

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 内 田 和 明 |
| そ の 他 未 定     |                    |         |

(変更後)

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------------|---------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社    | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  | 佐々木 智佳子 |
| 株式会社 I C - N E T | 東京都千代田区外神田三丁目16番13号 | 最 上 修   |

## 4 変更年月日

(1) マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

(2) 株式会社 I C - N E T に係るもの 平成28年12月8日

## 5 届出年月日

平成30年9月7日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年3月20日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

白蝶ビル株式会社 山形市香澄町二丁目1番4号

代表取締役 鈴木 隆

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

十字屋山形店

山形市幸町2番8号

## 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(廃止前) 10,362平方メートル

(廃止後) 0平方メートル

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

平成30年8月27日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分                | 家賃                  |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|-------------------|------------------------------------------------------|------|-------------------|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                   |                                                      |      |                   | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 住宅形式<br>2DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>60.3<br>平方メートル | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 19,200              | 22,200                             | 25,300                             | 28,600                             | 32,700 | 37,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同 1号             | 同                 | 3DK                                                  | 1    | 一般用               | 23,600              | 27,200                             | 31,100                             | 35,100                             | 40,100 | 46,300                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同                 | 2DK                                                  | 1    | 同                 | 19,200              | 22,200                             | 25,300                             | 28,600                             | 32,700 | 37,700                             |                                    | 单身可 |
| 同 春日アパー<br>ート2号  | 同 春日五丁<br>目2-43   | 3DK                                                  | 2    | 同                 | 16,800              | 19,400                             | 22,200                             | 25,000                             | 28,600 | 33,000                             |                                    |     |
| 同 中田第2ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>901-2    | 同                                                    | 5    | 同                 | 13,000              | 15,000                             | 17,200                             | 19,400                             | 22,200 | 25,600                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同                 | 同                                                    | 2    | 同                 | 13,500              | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                 | 同                                                    | 3    | 同                 | 13,500              | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600                             |                                    |     |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同                                                    | 1    | 同                 | 14,000              | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800 | 27,500                             |                                    |     |
| 同 成島アパー<br>ート1号  | 同 成島町三<br>丁目2-96  | 同                                                    | 1    | 同                 | 15,500              | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,400                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                 | 同                                                    | 1    | 同                 | 15,500              | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,400                             |                                    |     |
| 同 米沢中央ア<br>パート1号 | 同 中央七丁<br>目5-77   | 同                                                    | 1    | 同                 | 21,800              | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,100 | 42,800                             |                                    |     |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3    | 同                                                    | 1    | 同                 | 21,800              | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,200 | 42,900                             |                                    | 单身可 |
| 同 2号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同                 | 22,600              | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500 | 44,400                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                 | 同                                                    | 1    | 同                 | 22,600              | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500 | 44,400                             |                                    |     |

|                    |                                |   |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------------|--------------------------------|---|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>4号            | 同                              | 同 | 同 | 75.4 | 1 | 同 | 25,400 | 29,400 | 33,600 | 37,900 | 43,300 | 50,000 |     |
| 同<br>5号            | 同                              | 同 | 同 | 75.4 | 1 | 同 | 25,600 | 29,500 | 33,700 | 38,100 | 43,500 | 50,200 | 单身可 |
| 同                  | 同                              | 同 | 同 | 75.4 | 1 | 同 | 25,600 | 29,500 | 33,700 | 38,100 | 43,500 | 50,200 |     |
| 同<br>相生アパ<br>ート1号  | 同<br>相生町7<br>-65               | 同 | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 22,400 | 25,800 | 29,500 | 33,300 | 38,100 | 43,900 |     |
| 同<br>桜木アパ<br>ート2号  | 同<br>南陽市三間通<br>1229-1          | 同 | 同 | 59.3 | 2 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 |     |
| 同<br>大町アパ<br>ート    | 同<br>東置賜郡高島町<br>大字高島695-<br>12 | 同 | 同 | 58.0 | 3 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同<br>糠野目第2<br>アパート | 同<br>福沢南21-2                   | 同 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,100 |     |
| 同<br>館之北アパ<br>ート   | 同<br>川西町<br>大字中小松3017<br>-1    | 同 | 同 | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 单身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年12月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目 1 番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成31年 2 月上旬

平成30年11月20日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年11月20日発行 発行人 山 形 県